

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）のお知らせ

☆☆☆ 10月の年金から保険料の差し引きが始まる方へ ☆☆☆

1 被用者保険※の被保険者（加入者本人） だった方

被用者保険の被保険者だった方は、後期高齢者医療制度に加入してから9月まで、納入通知書や口座振替で保険料を納めていただいていたおりましたが、10月からは原則として年金から差し引かれることとなります。

ただし、複数の年金を受給している方については、法律に定められた上位の年金が差し引きの対象になりますので、対象となる年金の受給額によっては差し引きできないことになります。

この場合、従来どおり納入通知書や口座振替により納めていただきます。

保険料の差し引きの対象
となる年金支給者の順位

- 1 社会保険庁
- 2 国家公務員共済組合連合会
- 3 日本私学振興・共済事業団
- 4 地方公務員共済組合連合会

2 被用者保険※の被扶養者だった方

被用者保険の被扶養者だった方は、後期高齢者医療制度に加入してから9月まで、保険料のお支払いが免除されていましたが、10月からは年金から差し引かれることとなります。

なお、保険料額は、10月から平成21年3月までの合計額は2,100円です。

被用者保険とは？

政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマン保険のことです。市の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

後期高齢者医療制度加入時点まで、配偶者やお子さんの保険に加入していた方（被扶養者）で、保険料が2,100円になっていない場合は、お問い合わせください。

被用者保険の被扶養者だった方の保険料

平成20年4月から9月までの保険料	平成20年10月から平成21年3月までの保険料
0円	2,100円

《注意》1・2の場合とも

- 次の①・②に当てはまる方は、納入通知書や口座振替により納めていただきます。
- 後期高齢者医療制度に加入した月によっては、年金から差し引きできない場合があります。
- 障害年金や遺族年金も差し引きの対象となります。

《注》年金から差し引きできない場合

- ① 年金額が年額18万円未満の方（介護保険料が年金から差し引かれていない方）
- ② 介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の2分の1を超える方

問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）
国保・年金グループ（☎⁸⁵2137）